『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』第四十六号　抜刷（二〇一九年十月）

【研究ノート】

海北家所蔵「覚書」にみる海北派絵師の動向

小松百華

【研究ノート】

海北家所蔵「覚書」にみる海北派絵師の動向

小松百華

【キーワード】
海北友徳、稲葉正諶、御用絵師、麟祥院、淀藩

【要旨】
「覚書」は海北派七代の絵師・海北友徳が残した横帳形式の資料である。本資料には天明五年から寛政二年にかけての、山城国淀藩関連の事項が書き記されている。具体的には淀藩から支給された俸高と、それにかかる受領書や書簡の手控え、また淀城に登城した際の挨拶について詳細な記述が確認でき、江戸時代における御用絵師の実態を示す文書資料として貴重である。
本稿では本資料の記述を手がかりに、筆者友徳の画事や、海北派と稲葉家の縁故について考察を行った。特に両家の交流については、『海北家由緒記』を典拠とする友松・友雪父子と春日局にまつわる伝記を除き、言及される機会に乏しかった。しかし、本資料の記述から、友雪以降の海北派絵師も引き続き稲葉家との縁を持ち続けていたことが判明した。友雪以降の海北派についてはいまだ不明な点が多く、さらなる研究が望まれるが、本稿が海北派を紐解くための一助となれば幸いである。

はじめに

小稿では、「海北家伝来海北派絵画関係資料」（個人蔵）の中から、一点の文字資料「覚書」（挿図1）について紹介する。同資料は、海北友松（一五三三～一六一五）から続く海北派の絵師たちによって受け継がれてきた絵画資料群である。総数は五八〇点におよび、その大半が粉本資料であるが、わずかに文字資料が含まれており、このうち海北友松関係の文書[1]については研究が積み重ねられてきた。しかしながら、今回掲載する海北友徳筆「覚書」は、河合正朝氏が翻刻を行ったのみで[2]、内容についての詳細な検討は行われていない。そこで小稿では、「覚書」の記述を手がかりに、筆者・友徳による山城国淀藩稲葉家への出仕について整理しつつ、友松と斎藤利三（一五三四～八二）および春日局（一五七九～一六四三）に由来する海北家と稲葉家の縁故を考察していきたい。

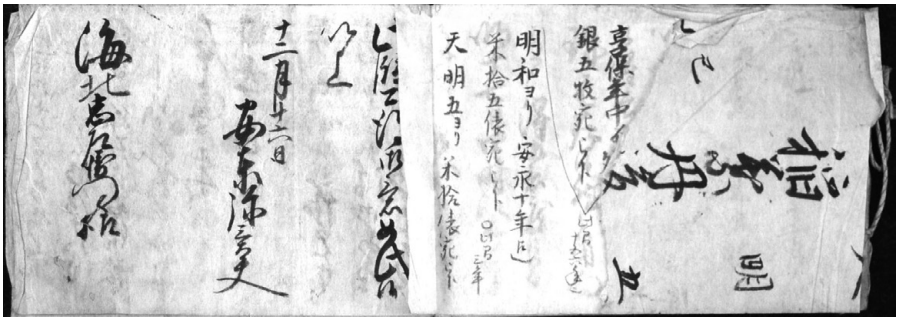

挿図1　海北友徳筆「覚書」紙本墨書、一冊

一　「覚書」の記述

（一）筆者・海北友徳

小稿で取り上げる「覚書」は、海北家七代[3]の海北友徳（一七六二～一八四七）が記した横帳形式の文字資料であ

る。法量は縦十二・三糎、横三十四・五糎で、七丁と一枚の貼紙で構成されている。表紙は下半分が欠損し、残欠部分には「明五　巳　稲葉丹」の文字が確認でき、「天明五　乙巳　稲葉　丹後守」と記されていたものと推測できよう。「覚書」が記された天明五年から寛政二年（一七八五～九〇）は、山城国淀藩七代藩主・稲葉正諶（一七四九～一八〇六）の治世にあたる。また正諶は安永三年（一七七四）に丹後守へ就任しており[4]、これらの事実を統合すると、表紙の記述は正諶に仕えた際の記録を指すと推定できる。

「覚書」筆者の友徳は、名は照道、通称・斎之祐、またはじめ斎宮亮と称した。友徳は海北派七代目にあたり、桃山時代に活躍した漢画系絵師の友松を祖とする。友徳は江戸中後期にかけて活動していたようだが、画業の全貌は明らかになっていない。少なくとも寛政年間には御所造営や禁裏の修繕に参加している[5]。また、京都における代表的な人名録『平安人物志』にもその名がみえ、また出雲国広瀬藩御用絵師となる堀江友聲（一八〇二～七三）が一時師事するなど、当時は絵師として十分に認知されていた絵師であることが伺える。その作例には「三十六歌仙扁額」（平野神社）、「神功皇后図絵馬」（今宮神社）などがある。

（二）友徳の俸禄

「覚書」には天明五年から寛政二年にかけて、友徳が淀藩へ出仕した際の出来事が列挙されている。大まかに内容を分類すると、①山城国淀藩から支給された俸禄、②それにかかる受領書や書簡の手控え、③淀城に登城した際の挨拶や手土産、に大別できよう。「覚書」の記述を年代別に整理すると（表1）の通りとなる。

本節では、まずは友徳の淀藩における俸禄について確認していきたい。

友徳は「覚書」冒頭に「天明五ヨリ米拾俵宛被下」と記していることから〈貼紙〉、淀藩から毎年米十俵の支給があったと判明する。これを石高に換算すると三石五斗となる。また、友徳は天明五年から寛政元年にかけて俸禄の受領にかかる控えを書留めており、その記述を時系列順に整理すると（表2）の通りとなる。一年間分の俸禄である三石五斗分を、春に半分の一石七斗五升、そして冬にもう半分の一石七斗五升として受け取っている。ただし、「覚書」では、この禄を合力米または足米と記しており、恒常的ではなく臨時的な報酬であったと想像される[6]。

では友徳の禄高は他の絵師と比較した場合、どのように位置づけられるのだろうか。武田恒夫氏によれば、狩野探幽門下の桃田柳栄（一六四七～九八）は薩摩藩島津家に五百石で抱えられるなど、大変な厚遇を受けた絵師が存在する一方で、一般的には平均して百石から十石程度の俸禄で登用されたという[7]。武田氏の説に則るならば、友徳の給与は平均を

表1　「覚書」に記された友徳の動向

年月日	出来事	「覚書」掲載丁
天明五年（一七八五）十二月十七日	友徳、淀城へ参上。小姓頭・安東弥三大夫より、合力米十俵を与えるとの通告を受ける。	三ウ
同　六年一月七日	友徳、淀城へ正月の挨拶に参上。稲葉正諶らに扇を献上する。	四オ
同　六年二月十三日	友徳、合力米の礼として、淀藩士らに画を献上する。	四ウ
寛政元年一月	友徳、淀城へ正月の挨拶に参上。正諶らに扇を献上する。	七オ
同　元年十二月上旬	友徳、正諶らに寒中見舞として鶏卵を献上する。	七ウ
同　二年か六月六日	友徳、暑中見舞として扇を献上する。	七ウ

大きく下回ることになる。ここでさらに、木村重圭氏による絵師の定義を参照してみたい[8]。すなわち「御用絵師」は、依頼主の求めに応じ、永続的もしくは臨時的に作品を制作する画家で、その報酬は作品や仕事ごとに支払われる、とする。また一方で「御抱絵師」を、専属的に召し抱えられ、常に一定の報酬を受けている画家で、江戸時代においては将軍や各大名に家臣として仕えた、とも定義付けている。友徳は臨時的な報酬の合力米や足米を支給されており、これを御抱絵師の給与と比較した場合、その禄高はごく僅かである。これらの要素を考慮し、また木村氏の定義に従うならば、友徳は「御用絵師」の身分にあったと考えられよう。当然ながら、淀藩から支給されたわずかな禄高のみを頼りにしていたとは考え難く、藩以外からも仕事を請け負いながら生計を立てていたものと予想される。それは前述の今宮神社等における絵馬制作や、禁裏造営への参加であったのだろう。

表2　友徳が「覚書」に記録した俸禄の受領

年月日	出来事	「覚書」掲載丁
不明（天明六年か）	米三石五斗のうち一石を前借りしたため、今回は残りの二石五斗を春と秋の二回に分けて受領するとの取り決めをする。	五オ
天明六年十一月	米一石二斗五升を足米として支給される。	六オ
同　七年二月十五日	同左。	六オ
同　七年四月	前借り分一石を含めて計三石五斗の支払いが完了する。	六ウ
同　七年十二月	米二石二斗五升を足米として支給される。	六ウ
同　八年二月十五日	米一石七斗五升を高安米として支給される。	六ウ
不明（同八年か）十二月	米一石七斗五升を足米として支給される。	七オ
寛政元年二月十五日	米一石七斗五升を支給される。	七オ
同　元年十二月	米一石七斗五升を足米として支給される	七ウ

（三）山城国淀藩における画事

さて、「覚書」には主に季節替わりの挨拶のため、淀城に登場した際の記録や、藩の家臣らに絵を献上したとの記録が残る。例えば、天明六年正月には稲葉丹後守（正諶）ほか家臣らに対し、扇を「とちへぎ（橡折）」「ぬりへぎ（塗折）」の台、すなわち橡製および漆塗りの折敷に乗せ進上している〈四オ〉。御用絵師の職務を記録した文献には扇の献上がしばしば登場するが、台座の材質まで事細かに描写している点は興味深い。また贈答の経費として「扇代〆七百文」が必要となったと記している。この扇について具体的な描写はないが、友徳みずからが絵付けをした可能性が高い。

また寛政二年六月十六日には、「扇模様天地金ニテ松波雲取骨青竹上ミカキ」三本を献上しており〈七ウ〉、今回は扇についての具体的な情報が示されている。さらに「御影堂珠寶庵香阿弥折（中略）尤御影堂ニテ包ニス」との補足があり、扇制作の手順を示す例として関心を惹く。この一文から、まず友徳が扇用の料紙に絵を描いたのち、御影堂御扇子所の香阿弥へ持込み、扇として成形するための一連の作業を委託したものと想像される。この御影堂は『都名所図会』（天明六年刊）に「新善光寺御影堂（中略）坊中に扇を折りて業とする」として紹介され、いまの京都五条大橋付近に店を構えていたようである。また『京都買物独案内』（天保四年刊）には御影堂の御扇子所は代々「香阿弥」なる人物が

営んでいたとの記載があり、「覚書」と同一人物である可能性が高い。

「覚書」中には、この他にも淀藩士らにむけて絵を描いた記述が散見される。しかし、「画壱枚」など数量の記述にとどまり、残念ながら画題等の情報は見いだせない。一方で、先述した扇献上にかかる記録は、江戸中期における絵師の実態を示す好例といえよう。

二　稲葉家との関わり

（一）『海北家由緒記』の記述

本章では『海北家由緒記』や「覚書」の記述を手がかりに、稲葉家と海北家の交流について整理していきたい。

両家の交流においてまず想起されるのは、春日局と友松のそれだろう。海北家三代友竹（一六五四～一七二八）が記した『由緒記』には、友松および二代友雪の伝記が綴られている。この海北父子にまつわる記述の中に、戦国武将であり、明智光秀の重臣でもあった斎藤利三とその娘・お福（のちの春日局）が登場する。『由緒記』は家祖である友松顕彰の要素が強く、また一部に脚色や誤謬が認められるため、全ての記述を鵜呑みにすることは危険である。しかし、海北家の子孫が自ら書き記し、さらには他史料にない詳細な友松伝を提供している点では非常に興味深い史料といえよう。

『由緒記』によると、利三は友松の父であった海北綱親を軍法の師としていたという。綱親は浅井家に仕え、小谷三人衆に数えられるほどの戦国武将であった。『由緒記』では天正元年（一五七三）の織田信長による小谷城攻めの際、綱親は討死したと伝えている。しかしこれは誤伝であると先行研究で既に指摘されており、正しくは天文四年（一五三五）の多賀城攻略の折に戦死したと判明している。[9] 綱親が逝去したこの年、利三はわずか一歳程度であり、『由緒記』が示す両者の師弟説には限界がある。

また、友松と利三の友情を示すエピソードとして、利三斬首後の過程が『由緒記』文中に示されている。天正十年（一五八二）、利三は本能寺の変に加担した罪で豊臣秀吉により処刑されてしまう。利三の亡骸が野晒しとなっているのを不憫に思った友松は、遺体を奪還し真如堂（真正極楽寺）へ手厚く葬ったという。しかしながら、利三の遺骸が奪還されたという史料は見つかっていない。ただし、現在でも利三の墓碑は同寺境内にあり、さらにその右隣には友松の墓が並ぶ。これに加え、後述する春日局による友雪推挙の事実を考慮すると、利三と友松は確かな友情で結ばれていたと結論付けられるのである。

『由緒記』は、利三亡き後にも、友松がお福の後見人となって、住まいや金銭の面倒を見ていたと伝えている。そして友松の没後、三代将軍徳川家光の乳母となった春日局はこの旧恩に報いるため、友雪を江戸へ呼び寄せ、家光の御用絵師として推挙したという。実際に友雪は、寛永十一年（一六三四）に麟祥院障壁画群、万治二年（一六五九）に江戸城本丸御竹之間で「竹に鳥図」を揮毫している。このような春日局および江戸幕府のための制作活動が行われた事実は、『由緒記』の記述を裏付けている。

（二）「覚書」冒頭の記載

さて、次に「覚書」冒頭部分の記述から、友雪以降の海北派と淀藩稲葉家との関わりを考察する。「覚書」二丁目には貼紙が付随し、その紙上には海北家が淀藩から授受した俸禄についての清書が確認できる〈貼紙〉。しかしながら、この貼紙に記されているのは年代と俸禄のみで、

肝心な海北家側の氏名は明記されていない。よって、試みに海北派絵師の生没年を「覚書」の記述に当てはめ、時系列順に書き出してみると次の通りになる。

①享保～延享年間（一七一六～四七）

三代友竹もしくは四代友泉、銀五枚を与えられる。

②明和～安永十年（一七六四～八一）

六代友三もしくは七代友徳、米十五俵を与えられる。

③天明五年（一七八五）

友徳、米十俵を与えられる。

右記冒頭「享保年中ゟ延享迄三十年余」の書き込みに従うと、享保年間のはじめ頃には、海北家は淀藩から俸禄を授受していたということになる。これを稲葉家の動向とあてはめてみると、注目すべきことに、時期を同じくする同八年、稲葉正知（一六八五～一七二九）が初代淀藩主へと着任している。よって、海北家が淀藩に仕え始めたのも同時期であると推測されよう。享保八年には三代友竹が七十歳、四代友泉（一六九〇～一七四一）が三十四歳にあたり、両名のうちいずれかが対応にあたっていたものと思われる。

このように、「覚書」には淀藩出仕にまつわる記録が残るものの、淀藩家臣団の職制をまとめた藩の関係文書には、未だ海北派の名前を見いだせていない。[10] また、藩内の画事を担当した者を示す「御絵師」の記載も現在のところ確認できない。このような状況を踏まえても、淀藩における「御絵師」は臨時のポストであった可能性を改めて指摘できよう。

さて、利三と友松の友情を契機とする両家の縁故は、『由緒記』を典拠とする春日局と二代友雪の関係以外には取り立てて言及される機会はなかった。[11] しかし、「覚書」の記載により、友雪以降の海北派絵師が稲葉家に出仕していたと判明し、その時期は三代友竹まで遡りうる。以上の要素を持つ「覚書」は、七代友徳まで連綿と続いた両家の交流を示す重要な資料として位置づけられるだろう。

（三）麟祥院への揮毫

稲葉家と海北家の関係を探る上で特筆すべきは、京都・妙心寺塔頭の麟祥院であろう。本院は寛永十年もしくは十一年に創建し、その目的は家光が春日局のために建立したとも、春日局が嫡子の稲葉正勝供養のために開いたとも伝わる。なお開山にあたっては、妙心寺僧の碧翁愚完が招聘されている。

本院は友雪による障壁画制作で知られているが、このほかにも海北派絵師の作品が数点伝わっている。いずれも春日局に知遇を得ての画事と想像できよう。このたび四代友泉筆よる本院住持の頂相二点を調査する機会を得たため、ここに改めて紹介したい。[12]

「鰲雲元什像」（挿図2）は、画面上部の妙心寺僧・無著道忠（一六五三～一七四四）による賛文から、元文元年（一七三六）に本院第五世・

挿図2　海北友泉筆「鰲雲元什像」無著道忠賛、絹本着色、一幅、元文元年（一七三六）

挿図3　部分図

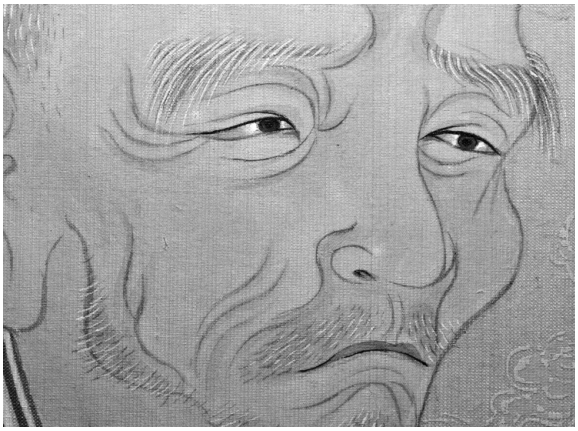

挿図4　部分図

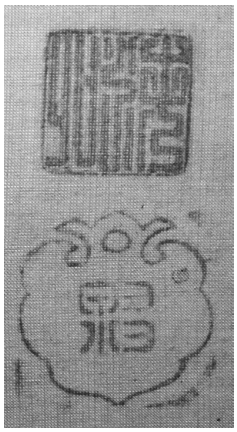

挿図5　「海北」朱文方印、「友泉」朱文雲版形印

通方全真の需めに応じ制作されたと判明している。像主の鰲雲元什（一六二八～一七二二）は本院第三世である。寸法は縦九十九・六糎、横四十一・二糎の絹本である。本図は全身坐像で、像主は黄色の法被が掛けられた屈輪文の曲録に座す（挿図3）。傍らには柱杖が立てかけられ、また足元には曲録と同じ屈輪文の沓床、その上には沓が置かれている。本図では像主が臙脂色の法衣の上に水色の衲衣を纏うが、衣服の細やかな文様は精緻に描き込まれ、画家の技量の高さを伺わせる。また、顔貌も注意深く描写しており（挿図4）、薄朱や胡粉を併用した効果的なぼかしを入れることで肉感を表現している。また、眼の内角点には朱が打ち込まれ、さらに白目部分には胡粉でグラデーションが入れられるなど、特に目元の表現には慎重である。画面左下には「海北」朱文方印と「友泉」朱文雲版形印（挿図5）の二印が捺されている。

この四年後にも友泉は本院へ頂相を制作している。「通方全真像」（挿図6）は、自賛によれば、通方の法嗣・仁方全侹の需めにより元文五年（一七四〇）に揮毫されたという。寸法は縦九十三・五糎、横四十四・一糎の紙本である。本図は外暈で表した円相の中に、両手で払子を持つ半身像の姿で像主を描いている（挿図7）。薄朱色の直綴を纏い、さらにその上は唐草文が施された藍色の袈裟を着用し、鼈甲製の環が付随する。その衣紋を描く墨線にはメリハリがないが、かえって画面に和やかな印象を与え、鰲雲の人柄を偲ばせるかのようである。穏やかな表情をたたえた顔貌には細やかな書き込みが確認でき、白髪の描写や顔の陰影法は「鰲雲元什像」と共通する。画面下部には「海北」白文方印と「友泉」朱文雲版形印（挿図8）が押捺される。

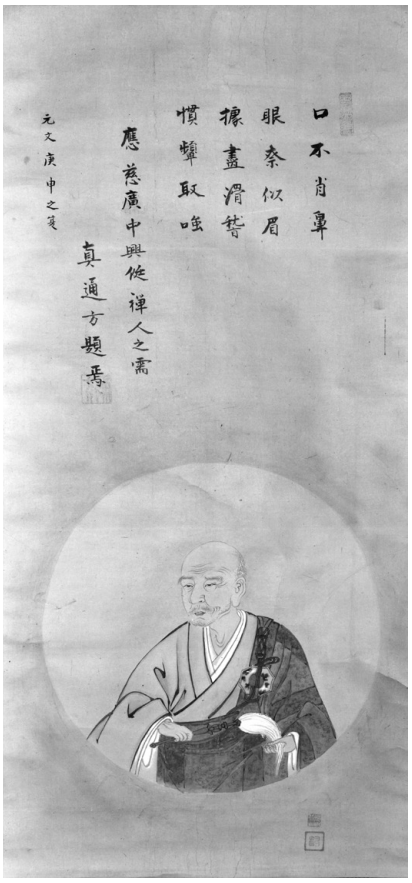

挿図6　海北友泉筆「通方全真像」通方全真賛、紙本着色、一幅、元文五年（一七四〇）

挿図7　部分図

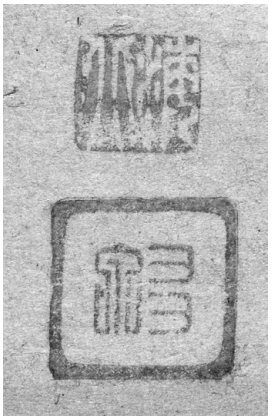

挿図8　「海北」朱文方印、「友泉」白文雲版形印

これら二点のほか、四代友泉が手がけた作品には、「伝教大師像」（真正極楽寺）や「西山上人像」（十念寺）などがあり、肖像画が多く残っている。友泉の画業については未だ全貌が明らかになっていないが、既述の作品二点にみられた精緻な描き込みから、肖像画を得意とした画家であったのかもしれない。また、本院には友泉画以外の項相が数点伝世している。これらには落款印章がないために、現在のところ作者の特定はできないが、興味深いことに、歴代海北派絵師が描いたとの寺伝を有する。今後は作品の様式から作者を同定する作業が課題となるであろう。

さて、本院は淀藩稲葉家の菩提寺であることから、稲葉家歴代の人物が描いた作品も伝わる。想像を逞しくするならば、稲葉家の人物に海北派絵師が絵の手ほどきをしたこともあったのだろう。本院所蔵の絵画にその成果が含まれている可能性すら強く疑わせる。

おわりに

本稿では、覚書の記述から、海北家と稲葉家の関係を具体化することができた。初代友松と利三の友情に端を発する両家の縁故は、友雪と春日局の交流を経て、海北派歴代による淀藩稲葉家への出仕へと続いていったのである。また、海北派は淀藩のみならず、稲葉家の菩提寺である麟祥院においても作品を揮毫しており、両家には特別な繋がりがあったものと考察される。

なお、本稿では海北派による淀藩への詳細な画事を明らかにすることができなかった。今後は淀藩旧蔵の絵画作品について調査検討をすすめ、海北派の事蹟を明示していきたい。

註

（1）海北家資料のうち、友松関連の文字資料は次の通りである。
「海北友松夫妻像」、「海北家由緒記」、「海北家略系図Ⅰ」、「海北家略系図Ⅱ」、「後陽成天皇女房奉書（中院通勝宛）」、「中院通勝書状（海北友松宛）」、「朴大根書状（写）」

（2）河合正朝「「覚書」と海北友徳」『河合正朝絵画論集』上巻、中央公論美術出版、二〇一九年一月、四二八～四三五頁

（3）歴代の海北派絵師は次の通り
初代 海北友松 ― 二代 友雪 ― 三代 友竹 ― 四代 友泉 ― 五代 友馬
友雪 ― 友賢
友泉 ― 六代 友三 ― 七代 友徳 ― 八代 友樵

（4）『寛政重修諸家譜』四、国民図書、一九二三年五月、一九六頁

（5）小松百華「海北家伝来海北派絵画関係資料試論―京都御所造営を中心に―」『芸術学』二十一号、三田芸術学会、二〇一七年三月

（6）『海北家由緒記』末尾には、

右之由緒ニ付遣置合力米者
春日御局為御追善之当家
為繁栄長久祈祷家有ニ限
子々孫々至迄遣候者也

とあり、合力米に関する記述が確認できる。しかし、『由緒記』が示す合力米と「覚書」記載の俸高との関係は不明である。

（7）武田恒夫『狩野派絵画史』吉川弘文館、一九九五年、二六五～二六六頁

（8）木村重圭「「御用絵師」の系譜―古代から近世へ―」『知られざる「御用絵師の世界」展』朝日新聞社、一九九二年十月

（9）海北顕英『海北友松とその族』私家版、一九八二年、十八頁

（10）淀藩についての基礎的研究には、母利美和氏の報告書（『近世中後期上方支配における山城国淀藩の基礎的研究』京都女子大学、二〇一八年三月）を参照した。

（11）友松と春日局について初めて言及したのは、前田香雪氏（「海北友松と春日局」『国華倶楽部講話集』第一号、一九二二年）である。

（12）麟祥院所蔵の海北派作品については次の文献を参照した。
『春日局ゆかりの寺　麟祥院展』花園大学歴史博物館、二〇〇八年四月
『妙心寺麟祥院所蔵絵画資料目録』花園大学歴史博物館、二〇一一年三月

挿図典拠

挿図1～8　執筆者撮影

付記

本稿の執筆および釈文の作成にあたり、当館専門員の古宮雅明氏に終始ご指導を賜りました。また、作品調査においては海北博様・御令室様、竹本宗豊様に多大なるご高配を賜りました。未筆ながらここに深く感謝申し上げます。なお、本稿は公益財団法人摘水軒記念文化財団平成三十年度日本近世絵画研究助成制度を利用した成果の一部です。

釈文

【凡例】

・丁は〈　〉内に漢数字とオ（表）・ウ（裏）で示した。
・釈文作成にあたっては、旧字および異体字を新字に改めた。
・判読不明箇所は、不明字数が推測できる場合は□、できない場合には■であらわした。

〈一オ　表紙〉
□［天カ］明五
稲葉丹後
巳
［下部欠損］

〈貼紙〉
享保年中ゟ延享迄　迄三十年余
銀五枚宛被下　此間十五六年也
明和ヨリ安永十年迄
米拾五俵宛被下　○此間三年
天明五ヨリ米拾俵宛被下

〈二オ〉
天明五年巳十二月

淀表ヨリ至来書状
以切紙申入候甚寒
候得共弥無御別条
珍重存候然者用向
有之得御意度候間
明十七日四ツ時頃元〆方
役所迄御出候様存候
此段可得御意如此候
以上
十二月十六日
安東弥三大夫
海北忠左衛門様

〈二ウ〉
追而明十七日若指合
難御出候者明後十八日
御出候様存候否御報
御申越候様存候以上
右之通申来り候
御返事
御紙面被下拝見仕候
甚寒節弥御安康
可被成御座候珎重奉存候
然ハ御用之儀有之候而
明十七日元〆御役所へ
参上仕候様仰被下
奉畏候　右御報迄
申上度
如是御座候以上
十二月十六日　海北忠左衛門
安東弥三大夫様
追而指合之義仰被下
指合無御座候間明十七日

〈三オ〉
参上仕候　以上
右之通返事候事
十七日淀表へ参候
此節
殿様江戸御番ニ而
御勘定所へ出
銅籠之間ニ而相待
弥三大夫出会申渡
し候趣
海北忠左衛門
御手前海北家○相続△○間も
無之候得共難被御捨置者
之儀其上養母幷ニ幼稚
之者茂有之難渋之趣茂
相聞候ニ付以来御米
拾俵宛被下之候家業
可致出精候此段申聞候
様ニと年寄共被申聞候

〈三ウ〉
右通弥三大夫
申渡され候事
其日家中礼廻り
申候口上書
私儀今日不存知多
年之御米拾俵つゝ
被下難有奉存候右
御礼参上致候　以上
海北忠左衛門

〈四オ〉
天明六丙午
七日歳頭礼
稲葉丹後守様江
扇三本入箱尤くり足
台乗献上ス
家老三人へ　扇弐本入箱とちへきニ乗
用人七人へ　扇弐本紙包ぬりへき乗
小性頭壱人へ　右同断一

勘定奉行四人へ　右同断四
御例手札斗
茶道壱人へ　同断一
惣〆扇高五本物三拾五本
殿様分跡十六人分
扇代〆七百文
三本入箱代
同台代
弐本入箱三ツ代
同へぎ同代
惣代〆

〈四ウ〉
肴一折　小性頭
安東弥三大夫へ
是ハ
御合力米被下候
挨拶
肴一折　京留主居
稲川甚左衛門へ
右ニ同断
紙地絵一枚
弐本於也
中カ仕シ
丸屋清兵衛へ
遣ス

淀へ行申候
二月十三日
肴一折　是ハ小性頭兼役
画壱枚　堤市郎大夫へ
御合力被下候
挨拶
遣ス
画壱枚以上　岡本健之助
三人　亀山平大夫
的場匣大夫
同一枚以上　安東弥右衛門
三人　速水弾左衛門
平尾伝左衛門
挨拶也

〈五オ〉
口演
余寒退兼候得共弥無
御障　珎御座候然者
此間御示談申候
海北氏御合力渡方
相済則改夫々ニ
役所ゟ相廻置候間
御受取候様御返達可被成候
米拾俵之内壱石御借り

一　米弐石五斗
此渡方
壱石弐斗五升　春渡
壱石弐斗五升　暮渡
右之通御座候間去巳年分
壱石弐斗五升旧冬□[月カ]
印形手形ヲ以ハ
梅沢半左衛門村田
方ニ而御受
春分ハ
□[欠損]
□

〈五ウ〉
[欠損]
山岡官左衛門殿
湯山三郎兵衛殿
米受取様之事
十一月ニ相成候ハヽ
早速相認差出ス事
冬ハ
尤代官へ出ス事
差出候へハ米切手
すぐニ相渡り申候是を
受取米受取日限
相尋受取可申事

春ハ二月十五日
相渡り申候

〈六オ〉

御米うり場ハ
上田屋半左衛門
右冬渡りハ極月廿四五日比
上田屋方へ参持金子引替候事（米切手）
覚
一　米壹石弐斗五升
右者当午ノ暮為
御足米請取申候処
実正御座候以上
天明六午十一月　海北—印
八太村田也
□□□□介殿
冬　村田春大夫殿
高田町
代官　尾見彦右衛門殿
□□（魚カ）—八王子六郎次殿
天明七
覚
一　米壹石弐斗五升
右者当未ノ年春渡り方
請取申処実正御座候　以上
天明七乙未二月十五日　海北—
春米方役人　冨田町尾見彦右衛門殿
魚市八王子六郎次殿

〈六ウ〉

天明七年四月日
先達米拾俵被下候内
壹石御借りニ候処此度
拾俵無滞皆取下候様
堤市郎大夫江申渡候事
覚
一　米弐石弐斗五升
右者当未ノ暮為
御足米請取申処
実正御座候　以上
天明七未十二月
海北—　印
高嶋壹番町
八太新助殿
魚市代官□
加藤勘八郎殿
右代官也
覚
一　高安米壹石七斗五升也
右者当申年春渡り
之分請取申処実正御座候　以上
天明八申二月十五日　海北　印
尾見彦右衛門殿
八王子六郎次殿

〈七オ〉

覚
一　米壹石七斗五升也
右者当申暮之為御足
米請取申処実正ニ御座候以上
十二月　—印
八太新助殿
加藤勘八郎殿
天明九　此年寛政ニ成ル
酉正月年頭礼
三本入箱台乗
右　殿様
弐本入箱三つ　稲葉勘解由
とちへぎ乗　相原五左衛門
浅原十郎大夫

御用人　二本紙包　江戸詰　川俣弥一太夫
　　ぬりへぎ乗　近藤十左衛門
　　上□主馬
　　泉山伸
御小性頭二本紙包　安東弥一太夫
　　とぢへぎ　□□市郎太夫
御小性頭二本紙包
　　ぬりへぎ　井沢源太左衛門
御茶道　二本紙包　堀宗右也
　小笠原元春　二人
　右之通御座候　以上
寛政元年　二月十五日
一　米壱石七斗五升
　右者当酉年春渡り之分受取
　申処実正ニ御座候
　　―　―　印

〈七ウ〉
寛政元年酉十二月上旬
寒中御見舞　面書付ケイラン
鶴卵　一曲
玉子　曲物ニ入
　十三　献上　書付　目録台ニ乗
右献上　鶏卵　一曲
　　右曲ものハ
卯十一月改　寺町広橋様向か角
　さし渡し　木□□屋五兵衛方
　●巾六寸五分　ニて申付る
　　金さし　代壱匁三分
巾七寸■■
　金さし
　殿様斗　くり足曲物也
台一ツ八寸右曲物台共　銭弐百文ニて
　　申し付ル
以上　う十一月廿五日　改
一　米壱石七斗五升
　右者当酉暮為御足米
　受取申処実正御座候　以上
　　寛政元酉十二月
　魚市　加藤勘八郎殿
　高嶋壱番町　宮原与左衛門
　　右之場所
□六月十六日
暑中御機嫌窺献上
御殿中形扇　御影堂珠寶庵
　　香阿弥折○
殿中扇二本　右之通奉書ニ包
代八分ツヽ　冷〃水引
　　尤御影堂ニテ包ニス
　東主上ゟ一軒目
尤三本入ノ扇台ニノセ出ス
扇模様天地金ニテ松波雲取骨青竹上ミカキ